

「学生納付特例制度」の 申請は毎年必要です！

国民年金は、20歳から60歳の方が必ず加入しなければならない公的年金制度です。学生には、在学期間中の国民年金保険料の支払いを学生本人が社会人になるまで猶予される学生納付特例制度があります。

もしも、支払いせずに未納のまま放っておくと、将来の年金に影響がでたり、もしもの時の障害年金がもらえなくなってしまうます。

また、前年度に学生納付特例を承認された方については、翌年度も引き続き同じ学校に在学する予定であることが確認できている場合は、4月に送付されるハガキにて申請手続きができます。この場合の添付書類は必要ありません。

対象となる学生

大学（大学院）・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校やその他教育施設（個別に定めています）の一部に在学する20歳以上の学生。（修業年限が1年以上の課程に限る）

ただし、学生本人の前年所得が118万円＋扶養親族等の数×38万円以下であること。

承認期間は

4月（在学中に20歳になる方は誕生月）から翌年の3月までです。申請は毎年必要となります。



申請に必要なもの

- ・学生証のコピー、または在学証明書
- ・印かん（本人が署名の場合必要ありません）
- ・年金手帳

※承認を受けてから10年以内であれば、さかのぼって納めることができるので、老齢基礎年金の受給額を満額にするためにも卒業後は追納をおすすめします。

～国民年金保険料は忘れずに納めましょう！～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先

戸籍医療年金係 (☎2-2453)
函館年金事務所 国民年金課 (☎0138-56-1165)

図番号	区域名	図番号	区域名
急001	長万部新開	急003	長万部高砂1
急002	長万部南栄3	急004	長万部高砂2
急011	長万部南栄2	急005	長万部高砂3
急015	長万部南栄1	急006	長万部高砂4



町内には、急傾斜地崩壊危険箇所が15箇所、土石流危険渓流が16箇所、合計31箇所の危険区域があります。

北海道では、土砂災害防止法に基づき、平成16年度から土砂災害が発生する恐れのある危険箇所を、全道各地で調査しています。

町内でも平成19年度から調査が行われ、このたび新開・南栄・高砂地区の8箇所の調査が完了し、平成27年2月27日付で土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の指定を受けました。

■土砂災害警戒区域
土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあり、警戒避難態勢を特に整備すべき区域

■土砂災害特別警戒区域
土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

なお、指定された区域の関係図書は、渡島総合振興局函館建設管理部又は長万部町役場総務課で縦覧できます。

**土砂災害防止法による
土砂災害警戒区域等に指定**